

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 3 0 年 6 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町公園条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(公園施設の設置基準) 第2条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。 2～5 略 <u>6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u>	(公園施設の設置基準) 第2条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。 2～5 略

洞爺湖町営住宅条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(入居者の資格) 第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号、第3号及び第4号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第12条において同じ。）があること。<u>ただし、規則で定める町営住宅については、この限りでない。</u> (2)～(4) 略 2及び3 略	(入居者の資格) 第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号、第3号及び第4号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第12条において同じ。）があること。 (2)～(4) 略 2及び3 略

【議案第 3 号説明資料】

洞爺湖町営住宅条例施行規則の改正概要

1 改正目的

洞爺湖町営住宅条例第 6 条第 1 項第 1 号ただし書きの「規則で定める町営住宅」を新たに規定する。

2 内容

施行規則第 2 条の 6 を第 2 条の 7 とし、新たに第 2 条の 6 として「町営住宅の指定」を加える。

(町営住宅の指定)

第 2 条の 6 条例第 6 条第 1 項第 1 号ただし書の規則で定める町営住宅は、次に掲げる町営住宅とする。

- (1) 別表第 1 第 1 項 1 3 の項及び 1 4 の項に規定する町営住宅のうち、当該住宅の 4 階以上の部分
- (2) 別表第 1 第 1 項 2 0 の項、2 1 の項及び 2 2 の項に規定する町営住宅のうち、当該住宅の 4 階以上の部分（居間、台所及び食堂の他、居室の数が 2 以下の部分に限る。）

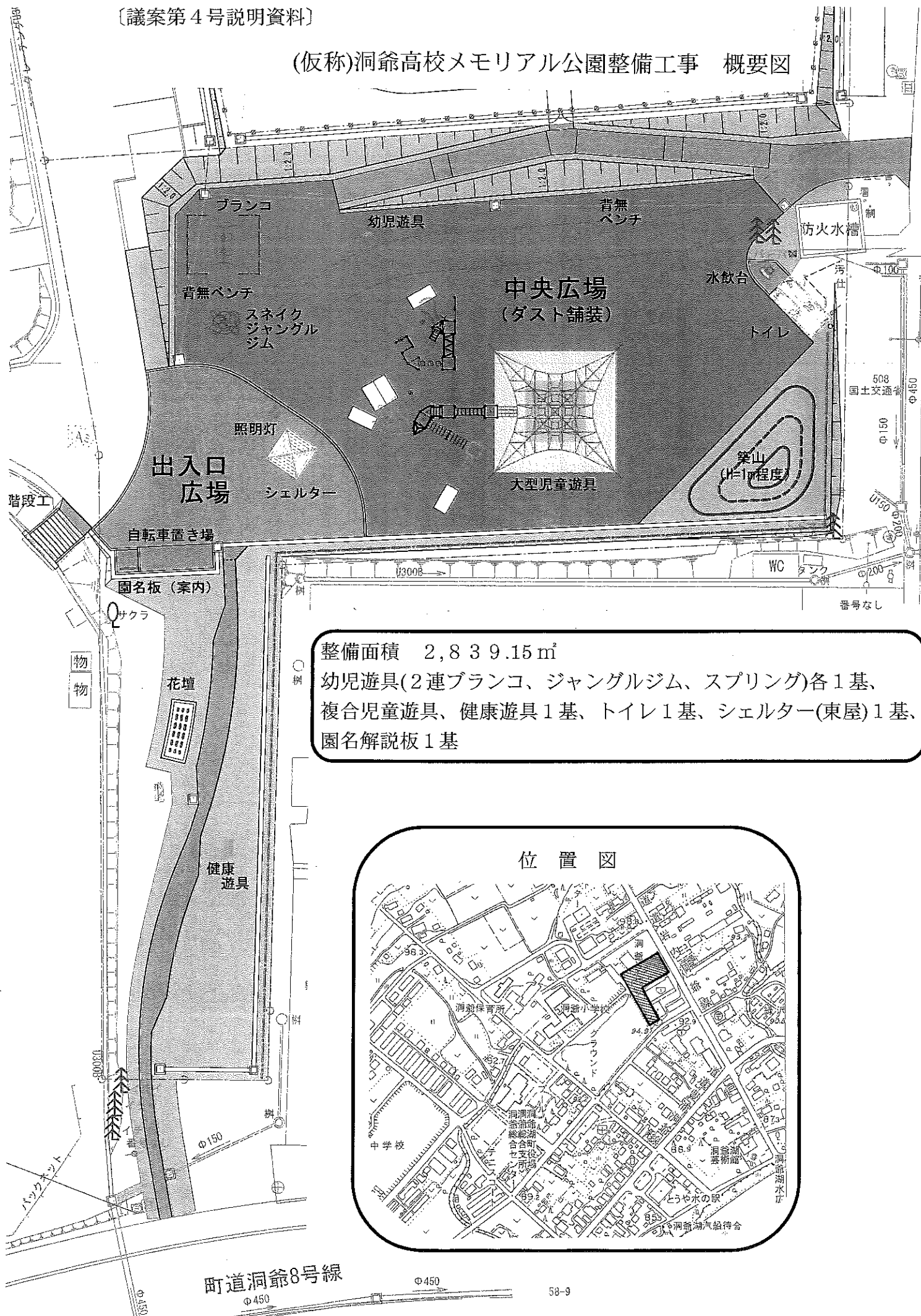
【指定となる町営住宅】

①柳川通り団地	1 号棟～ 2 号棟	4 F～ 5 F	住戸タイプ	3 D K	
②泉公園団地	1 号棟～ 3 号棟	4 F	住戸タイプ	2 D K	2 L D K

3 施行期日

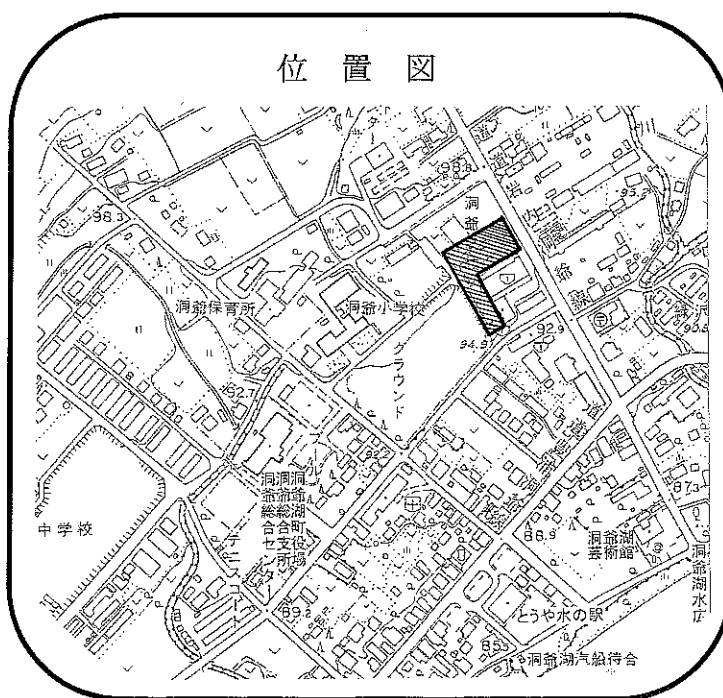
平成 3 0 年 7 月 1 日から施行する。

(仮称)洞爺高校メモリアル公園整備工事 概要図



整備面積 2,839.15㎡
 幼児遊具(2連ブランコ、ジャングルジム、スプリング)各1基、
 複合児童遊具、健康遊具1基、トイレ1基、シェルター(東屋)1基、
 園名解説板1基

位置図



【議案第 5 号説明資料】

洞爺保育所新築工事請負契約の概要

1 建物の概要

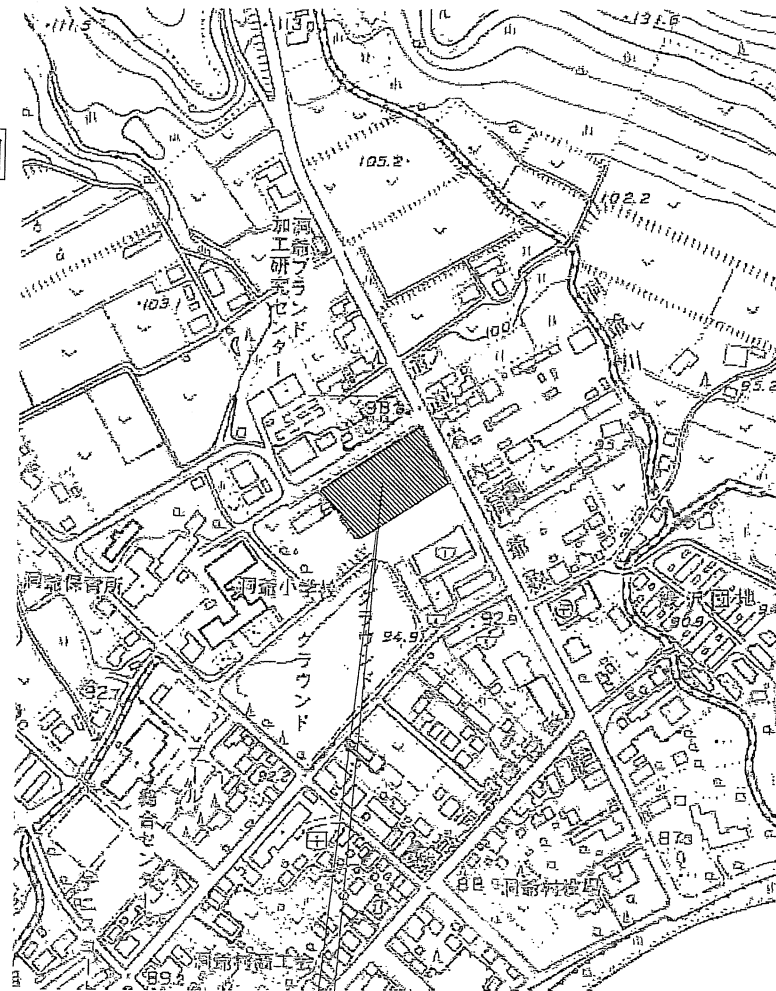
所在地番	虻田郡洞爺湖町洞爺町 5 8 番地 1、5 9 番地 2、5 9 番地 6 の一部
構 造	木造平屋建
床 面 積	園舎 5 0 9 . 4 9 m ² 、屋外物置 1 6 . 7 7 m ² (合計 5 2 6 . 2 6 m ²)

2 工事請負契約金額 (単位：円)

建 築 工 事	1 2 7 , 8 7 2 , 0 0 0
電気設備工事	2 7 , 0 0 0 , 0 0 0
機械設備工事	3 7 , 8 0 0 , 0 0 0
合 計	1 9 2 , 6 7 2 , 0 0 0

洞爺保育所新築工事

位置図

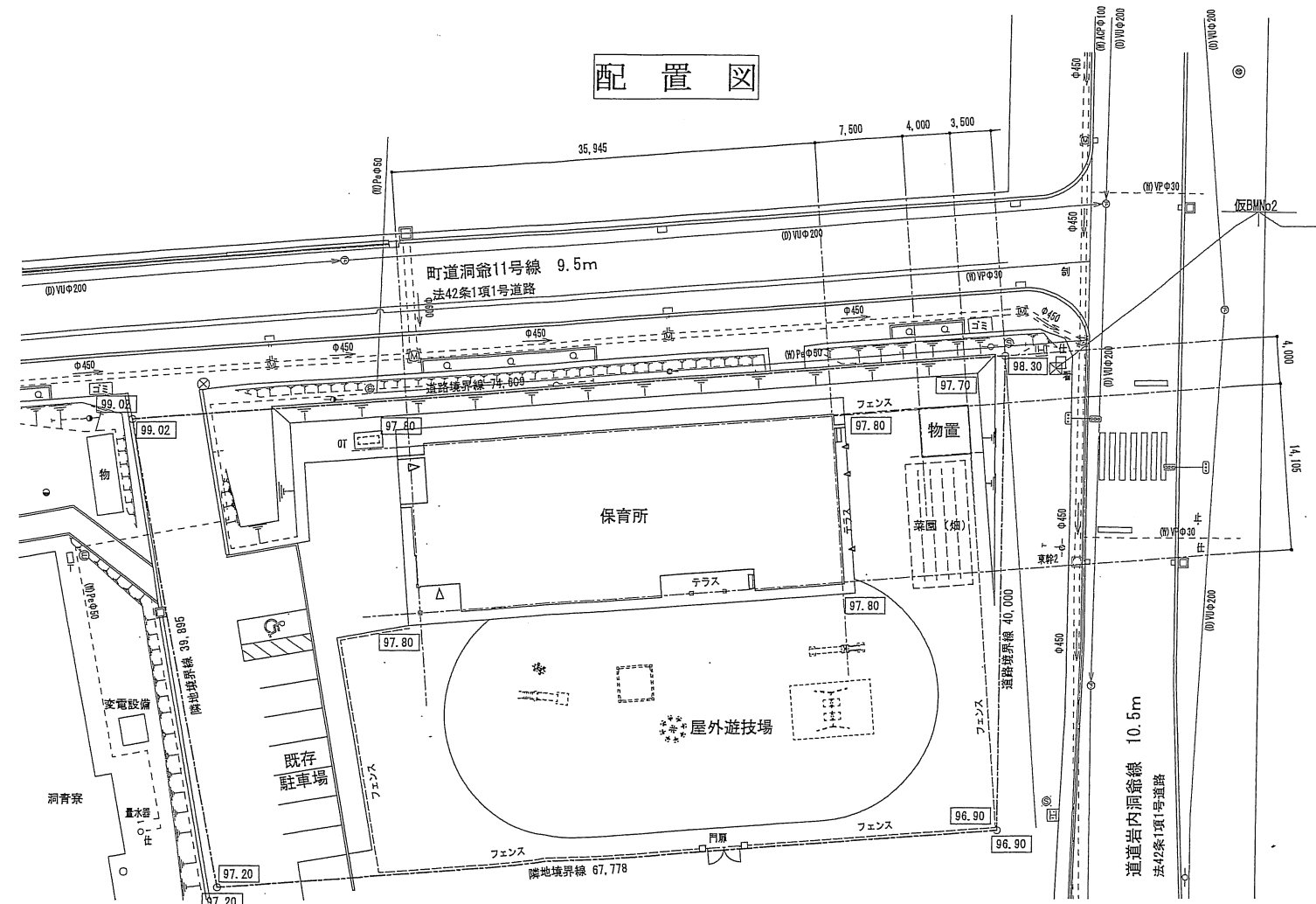


附近見取図

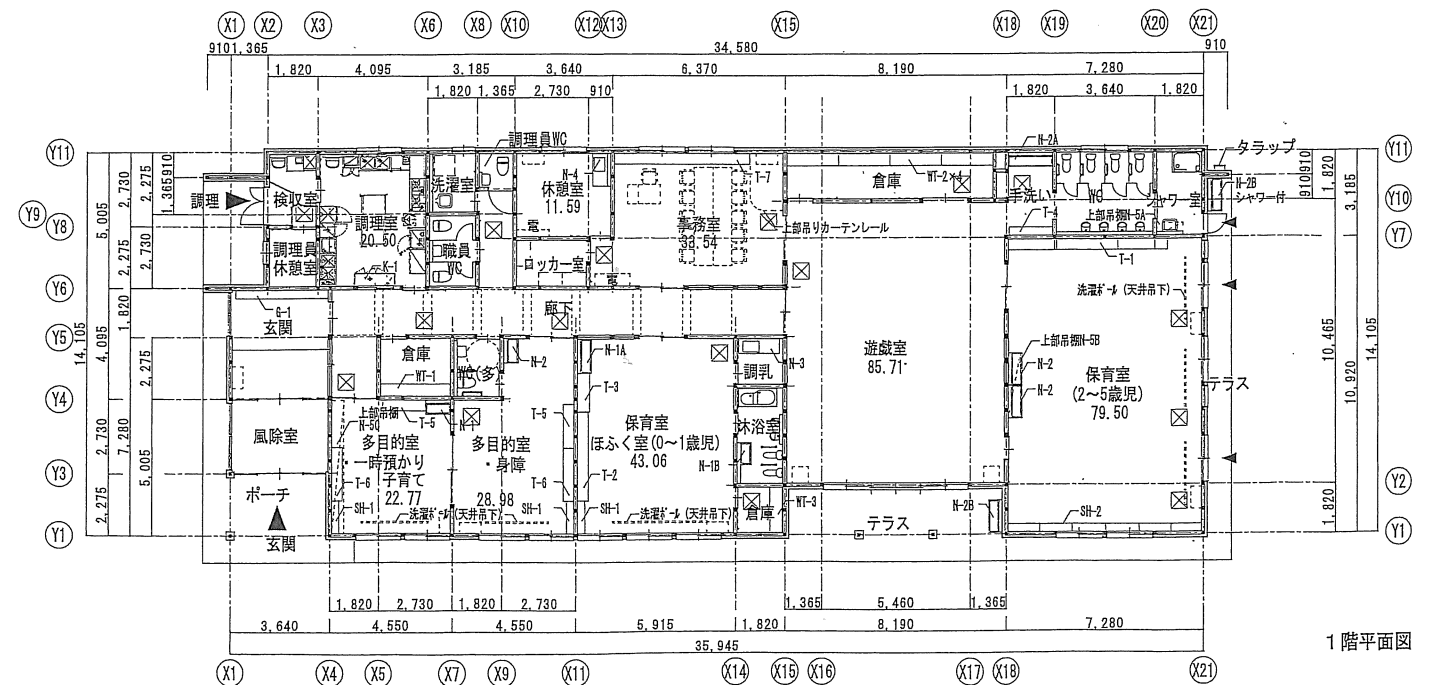
計画地
虻田郡洞爺湖町洞爺町
58-1, 59-2, 59-6, の一部

園舎509.49㎡、屋外物置16.77㎡ (合計526.26㎡)

配置図



平面図



1階平面図

【議案第 6 号説明資料】

財産の取得について

1. 取得物品 除雪トラック 7 t 級ダンプ
2. 車輛概要
【車 体】 (機 関) 形式 水冷、ディーゼル機関
最高出力 230kw 以上
(駆動方式) 形式 総輪駆動式
(タイヤ) スパイクタイヤ
【除雪装置】
(プラウ) (型 式) 油圧式アングルプラウ形
(構 造) ストレート形平形刃先、鋼板円筒曲面構造
(能 力) 切刃昇降範囲
地下30mm～地上500mm以上
(路面整正装置) (型 式) 油圧式ワンウェイ形
(構 造) ストレート形湾曲刃先、鋼板円筒曲面構造
(能 力) 切刃昇降範囲
地下130mm～地上250mm以上
【計 器 類】 運行記録計 (120km/h、機関回転数記録、7日計)
燃料計、水温計、充電警告灯、機関油圧警告灯
【照明装置類】 前部霧灯 2灯、黄色灯火 (キセノンタイプ) 1式
3. 納車期限 平成31年3月29日
4. 財源措置 社会資本整備総合交付金 (雪寒機械更新事業)
7,498千円
雪寒機械整備事業債 (合併特例債)
26,600千円

除雪トラック7t級ダンプ(参考図)

